

第 61 回豊川市地域公共交通会議議事録

- 1 日 時：令和 6 年 3 月 28 日（木） 14：00～15：00
- 2 場 所：豊川市役所 議会協議会室（本庁舎 3 階）
- 3 出席者：伊豆原 浩二 委員（(特非) ひと育て・モノづくり・まちづくり達人ネットワーク）
松尾 幸二郎 委員（豊橋技術科学大学）
宮川 高彰 委員（中部運輸局愛知運輸支局 塚 啓太代理出席）
角谷 英樹 委員（中部地方整備局名古屋国道事務所）
堤 一史 委員（愛知県東三河建設事務所）
塩原 広久 委員（愛知県豊川警察署）
豊田 智隆 委員（東海旅客鉄道株式会社）
花村 元気 委員（名古屋鉄道株式会社 戸谷 泰光代理出席）
綿貫 琢也 委員（豊鉄バス株式会社）
長縄 則之 委員（豊鉄タクシー株式会社）
小林 裕之 委員（公益社団法人愛知県バス協会）
鈴木 榮一 委員（愛知県タクシー協会）
河合 公紀 委員（愛知県交通運輸産業労働組合協議会 廣田 勉代理出席）
天野 保幸 委員（豊川市連区長会）
大林 充始 委員（音羽連区）
佐藤 文彦 委員（御津連区）
今泉 保 委員（小坂井連区 藤島 孝弘代理出席）
美馬 ゆきえ 委員（豊川市老人クラブ連合会）
竹内 真弓 委員（人権擁護委員）
竹本 幸夫 委員（豊川市長）
小島 基 委員（豊川市福祉部 松井 誠治代理出席）
山本 勝巳 委員（豊川市建設部 田上 昭彦代理出席）
山本 英樹 委員（豊川市都市整備部）
- 4 欠席者：石屋 義道 委員（愛知県都市・交通局）
今泉 秀哉 委員（一宮地区区長会）
- 5 事務局：佐々木次長（豊川市都市整備部）
本多課長、白井課長補佐、松下係長、酒井主事、竹内主事（豊川市都市整備部市街地整備課）
- 6 傍聴人：5 人
- 7 次 第
 - (1) 報告事項
議題 1：豊川市地域公共交通計画の進捗状況等
 - (2) 協議事項
議題 1：一宮地区地域路線「十部公会堂前」バス停付近のルート変更
議題 2：豊川市地域公共交通会議の廃止
 - (3) その他

8 議事内容

事務局： お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第 61 回豊川市地域公共交通会議を開催いたします。本日は、皆様方におかれましては、大変お忙しい中、定刻までにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は当交通会議の事務局を所管しております、豊川市都市整備部次長の佐々木と申します。本日の司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議には、傍聴を希望される方がお見えになっております。今回の議題の内容をみましても、傍聴は差し支えないと思われまますので、今回の会議は公開とさせていただきます。ご了承のほどお願いいたします。

次に、委員名簿につきましては、お手元に資料として配布させていただいておりますので、ご確認いただけたらと思います。なお本日は、中部運輸局愛知運輸支局 宮川高彰委員の代理として堺啓太様、名古屋鉄道株式会社 花村元気委員の代理として東岡崎幹事隊長 戸谷泰光様、愛知県交通運輸産業労働組合協議会 河合公紀委員の代理として廣田勉様、小坂井連区の今泉保委員の代理として藤島孝弘様、福祉部 小島基委員の代理として松井誠治次長、建設部 山本勝巳委員の代理として田上昭彦次長、以上の皆様にご出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。なお、愛知県都市・交通局 石屋義道委員、一宮地区区長会 今泉秀哉委員は、ご都合により欠席されておりますので、ご了承のほどお願いいたします。

ここで、本日の会議開催につきまして、「豊川市地域公共交通会議設置要綱」第 6 条第 2 項で定める「委員の過半数以上の者の出席」という要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日の資料のご確認をお願いいたします。本日の会議次第を机上にお配りさせていただいておりますが、次第の下段に配布資料の一覧を記載しております。これらの資料がお手元にございますか。万が一、資料が不足している場合は、事務局に予備がございますので、お申し出ください。

さて、会議の開会にあたり、豊川市地域公共交通会議設置要綱第 5 条第 2 項により、市長が本会議の会長となっておりますので、会長からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

会 長： 改めまして皆様、こんにちは。第 61 回地域公共交通会議の冒頭にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。皆様におかれましては年度末のお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、各地域で役についておられる方もお見えです。市政全般にご協力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、座長の伊豆原先生でございますが、本協議会の設立当初から学識経験者としてご参加いただいております。平成 21 年 2 月から 15 年間にわたり座長を務めていただきました。ご都合により、この任期をもってご勇退されることとなりました。今後のご活躍をお祈り申し上げます。

私自身は平成 14 年から 3 年間、合併協議会の幹事を企画課長としてやっておりました。特に音羽地区には財源を 2 千万ほど入れて、大きなバス 2 台を運行しておりました。また、御津地区については、実際には小学校の生徒さんたちのスクールバスのような取り扱いをしておりました。そのような中でこの会が立ち上がった 21 年当時は副市長をやっていたわけですが、財源はいくら使ってもいいと。1 億円くらいのキャップを決めまして、

市域の一体感の醸成のため、そしてやはり公共施設は市の中心部にありがちでございますので、特に4町の公共交通について充実させたという気持ちがございます。私自身も、副市長1期目の23年か24年ごろ、バスルートができたときにほとんどのバスに乗りました。当時、地域安心課の係長にルートを決めさせて、なるべく多くのルートに乗ったという記憶がございます。それだけですね、もともと、この地域公共交通会議、コミュニティバスには思い入れがございました。初期段階でこういった制度を構築していただいた伊豆原先生には本当に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。本日も忌憚のないご意見を期待申し上げます、簡単ではございますが私からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。それでは会議に入りたいと思います。ここからは、座長にて会議の進行をよろしくお願いいたします。

座長： それでは会議に入りますが、始めに本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日は、豊鉄バス株式会社の綿貫琢也委員と、豊川市老人クラブ連合会の美馬ゆきえ委員をお願いいたします。後日、事務局より議事録を送付させていただきますので、署名をよろしくお願いいたします。

それでは次第に従いまして会議を進行させていただきます。次第2の協議事項(1)と(2)について、事務局より2つ続けて説明・提案をお願いします。

(1) 報告事項

議題1： 豊川市地域公共交通計画の進捗状況等
資料説明は省略

(2) 協議事項

議題1： 一宮地区地域路線「十部公会堂前」バス停付近のルート変更

議題2： 豊川市地域公共交通会議の廃止

事務局： 本日の会議の説明を担当させていただきます事務局の都市整備部 市街地整備課 都市交通係の松下と申します。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。会議資料の説明の前に、2点の報告をさせていただきます。1点目、別紙をご覧ください。令和5年6月に開催した第58回豊川市地域公共交通会議にて承認いただきました御津地区地域路線「観音寺口前」バス停付近におけるルート変更について、工事完了に伴い、令和6年3月1日(金)から元のルートに戻して運行しております。なお、休止している「観音寺口前」バス停については、公安委員会との協議の結果、安全上の理由から現在のバス停位置のままでは復帰できないため、周辺道路の交通量が見えてきてから移設場所を検討し、移設が完了次第、復帰させる予定です。2点目、令和5年10月に実施したアンケート調査結果について、本日の第61回会議にて報告をさせていただく予定としておりましたが、確認作業に時間を要しているため、次回の会議にて報告させていただきます。報告事項は以上です。

それでは、会議資料3ページをご覧ください。協議事項(1)一宮地区地域路線「十部公会堂前」バス停付近のルート変更について説明します。令和6年2月、宝陵高等学校に隣接する市道足山田大木線の工事に伴い、一宮地区地域路線(中回り)の「十部公会堂前」バス停と「旧二部公会堂前」バス停の一部区間が通行止めとなったため、やむを得ず迂回

路で運行することになりました。工事発注者に工期を確認し、愛知運輸支局に相談したところ、工期が3年程度と長く、工事完了後は既存ルートに戻ることから、迂回路をバスのルートとして新設し、既存ルートを休止するよう指示がありましたので協議をするものです。既存ルートの休止と新ルートの設定は、令和6年5月1日付けとします。これに伴い、バス停間の距離は0.3km延長となりますが、ダイヤの変更はありません。また、新ルートについては、運行事業者、公安委員会、地域協議会関係者に確認済みです。協議事項(1)の説明は以上となりますので、続いて資料4ページをご覧ください。

協議事項(2)豊川市地域公共交通会議の廃止について説明します。本市公共交通の基本計画「豊川市地域公共交通計画」は、令和7年度末をもって計画期間が終了となるため、令和6年度から次期計画の策定に向けた協議を開始します。計画策定協議に先立ち、スピード感をもって計画策定作業を進めることのできる新たな会議体を設置するため、令和6年3月末日をもって豊川市地域公共交通会議を廃止します。なお、次期計画については、公共交通に特化した公共交通計画から、交通事業とまちづくりが連携した総合交通戦略に格上げをすることで、総合的かつ戦略的に施策の推進を図ります。また、総合交通戦略に現行の公共交通計画を内包させることで、総合交通戦略と公共交通計画のそれぞれに紐づく補助金を併せて活用し、より効率的に交通施策を推進していきます。

次に、資料5ページをご覧ください。ここからは、報告事項となりますが、令和6年4月1日付けで豊川市にて設置を予定している新たな会議体とその設置要綱について説明します。始めに、新たな会議体ですが、名称を「豊川市交通協議会」とします。また、これまで豊川市地域公共交通会議で報告・協議した内容については、交通協議会が引き継ぎます。次に、交通協議会の設置要綱ですが、現在の豊川市地域公共交通会議の設置要綱の規定事項を基本としつつ、総合交通戦略の策定を見据えて委員体制を見直すとともに、令和5年10月1日に施行された道路運送法の改正に伴う運賃協議方法の変更を反映させます。「①委員体制の見直し」ですが、スピード感をもって計画策定作業を進めるため、会長を市長から都市整備部に属する事務を担当する副市長に変更します。また、監査体制強化のため、監事を1名から2名に変更します。続いて、愛知運輸支局より、「道路運送法の改正に伴う運賃協議方法の変更内容」について説明いただきます。よろしく願います。

運輸支局： 当日資料「乗合事業に係る協議運賃の取り扱いについて」をご覧ください。今回、道路運送法の改正に伴い、今まで地域公共交通会議で協議していたコミュニティバス等の運賃の決め方が変わりました。資料4ページ、5ページをご覧ください。4ページ目上段に「旧」、下段に「新」と記載されています。どう変わったかという点、これまで地域公共交通協議会で決めていたコミュニティバス等にかかる運賃及び料金が、この場で決められなくなりました。代わりに、運賃及び料金を決める場を設けるように法改正されました。協議の方法、手続きの方法は「新」に記載されています。新しい運送法の場合ですと、地域公共交通会議に定める委員よりもコンパクトに協議会の構成員を設け、協議いただくこととなります。構成委員は当該路線を区域に含む自治体の職員(豊川市職員)、バス会社、愛知運輸支局、一般的に豊川市民の方。コンパクトに4者で協議するというのがポイントです。それに合わせて、あらかじめ公聴会や、住民利用者、関係者の意見を反映する措置を講じていただく必要もございます。

次のページに、なぜ地域公共交通会議で運賃料金協議ができなくなったのかの経緯が記載されています。複数の交通事業者がいる中でバスの運賃を決める形態は独占禁止法のカ

ルテルの疑いがあるということで、この疑いを切り離すために、協議運賃を決める協議会を設けております。そのため、運賃を定めようとする会社は同時に複数社協議会に参加することができなくなりますので、注意が必要です。

7ページ目です。公聴会の実施が必要となります。国交省で考えている公聴会等の手法が記載されています。実際に公聴会を開くのもひとつの手ですが、パブリックコメントの募集、市政広報誌への掲載、市民アンケート、事業者団体へのヒアリング等、こういったもので公聴会を行ったとみなすことができます。コミュニティバスの運賃を変えようとする場合は、この公聴会をあらかじめ実施した上で、運賃協議会を開いていただく流れになります。今後、今までこの協議会で協議していた運賃及び料金というところが取り扱いきなくなったということが注意事項でございます。以上です。

事務局： ありがとうございます。説明は以上となりますが、協議事項1の一宮地区地域路線ルート変更内容については今後の関係機関との調整及び調整に伴う訂正について事務局に一任していただくことも含めて承認をお願いいたします。

座長： まず、一宮地区地域路線の路線変更について、いかがでしょうか。こちらについて、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

事務局の説明によると、道路工事は3年かかります。この3年間の暫定措置としては非常に長い期間になるため、地元の皆さんにしっかり説明しておくことが大切です。3年経つということになると、生活が変わり、子どもたちも大きくなります。今回は現在のバス停位置でルート変更をしますが、3年後にバス停をどうする等を含めて、地元の皆さんとまた協議しながら、柔軟に対応していただきたいと思います。

他にご意見がなければ、事務局の提案どおりご了承いただいたということで進めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは2つ目の、豊川市地域公共交通会議の廃止について、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

委員： 廃止の件について全く異議はありませんが、新しくできる会議体では、今まで議論していた内容からどんなことが新たに追加されるのか、あるいは考慮しないといけなくなるのかについて、教えてください。

また、今後、計画も策定される場所ですが、もう少し詳しいスケジュールを教えてください。例えば、委員の方が計画策定に向けて、こういうところをこうしたほうがいいのかというのを例えば地元の方から意見を集めてくるときに、どのようなスケジュール感で準備しておけばいいのかが分かっていた方がよい気がします。

この2点について、教えてください。

事務局： 令和6年度と7年度に計画を策定していくこととなりますが、令和6年度については、昨年実施したアンケート調査の結果を精査し、地域の特性を把握することがまず中心になるかと思われます。その内容の報告を、来年度開催する新しい協議体にて説明させていただき、令和7年度において、具体的なルート検討や内容の報告など、委託を発注したことでの成果を途中段階から報告しながら方向性を定めていく予定です。

委員： 計画の冊子づくり自体はアイデア入れを含め、コンサル業者をお願いすると思いますが、委員の方からもアイデアを集約しながら進めていくのが一番いいと思います。そのあたりのタイミングは来年度ごろですかね。令和7年度では少し遅いのかなと。せつかく2年間ありますので。令和6年度に委員の意見集約を実施するという意識でよろしいです

か。

事務局： はい。

委員： それから1点目の質問ですが、計画策定にかかわらず会議体が変わり、ある意味バージョンアップするように、いくつかやることあるいは考慮することが増えるイメージです。現在の会議体でも公共交通について検討していますが、加えてやること、考慮すること、具体的にどのようなことが新たに協議されるようになるかを教えてください。

事務局： これまで地域公共交通会議では、おおむねバス路線について協議してきました。新しい協議会では、総合交通戦略を策定するために、鉄道の交通結節点等のまちづくりも踏まえた内容を、委員の皆さんと一緒に協議していきたいと考えております。バスだけではなく、駅周辺のまちづくりを含めた協議をさせていただこうと考えております。

座長： 他にいかがでしょうか。

委員： 運賃等を決める別の協議会は、次期からのことですが、そういった協議会を立ち上げた場合、資料を見ると地域の住民を代表する者としておそらく連区長等が選ばれるかと思えます。先ほどのご説明ですと、新たな協議会の委員と、運賃の会議の委員は兼ねないということと思えます。その場合、例えば自分自身は御津連区の代表で参加していますが、次回は御津連区以外の一宮連区や音羽連区の中から別の人が参加するような形になりますか。

事務局： 現在の想定では、次期の交通協議会の中に運賃部会というものを定め、全体の委員の中から一部の方に運賃部会の委員になっていただいて運営していくことを考えております。来年度交通協議会の委員と別に設けるのではなく、その中から委員を抜粋して運賃部会を開催したいと考えております。

座長： 委員を兼任してもらおうということですね。来年の委員の方のうち、一部の方が運賃部会にも参加していただくという形でよろしいでしょうか。

事務局： はい。

座長： 今の話題は非常に大切なことと思えます。他にいかがでしょうか。

委員： 関連して、兼任すると、負担が少し増えるのではと思われませんが、本会議のような交通協議会の後に実施するなど、できるだけ負担を軽減させる措置は考慮されていますか。

事務局： はい。協議会の前か後で、なるべくご負担のないように同日に開催する予定をしております。

座長： 関連する地域の方は出席していただくこととなります。それから、豊川の場合、現在実際に運行していただいている交通事業者は複数あるため、関連地域の運賃を協議する場合、一個一個の運賃部会の会議を作らなければなりません。複数の交通事業者が同席することは談合と同様の形になり、独占禁止法に引っかかるためです。簡単に言えば、路線ごとに、というくらい一つ一つ料金を協議する場を作る必要があります。従って、何回も実施することを避けて、4者の代表の方のみでコンパクトに実施するというルールが整理されました。

委員の皆さんは、総合交通戦略について初めてお聞きになる方が多いのではないのでしょうか。来年度の話ですが、総合交通戦略とは何かを説明する必要があると感じました。会議資料の4ページに総合交通戦略の記載はありますが、もう少し説明した方がいいと思います。地域公共交通計画と総合交通戦略はどこがどう違うのか、ということが先ほど委員からもご質問がありました。簡単に言うと、現在の会議体の参加メンバーでは不十分とい

うことです。もっと様々な関係者が会議に参加していただかなければならない、ということだと思います。具体的なメンバーの話は来年からでもいいと思いますが、総合交通戦略を策定するにあたり、検討することを説明していただければ、皆さんもわかりやすいのでは。地域公共交通計画では、地域公共交通会議という、皆で議論する場ができましたが、次もこういう会議の場ができるのかどうか。ということの説明をおかないと、この会議がなくなってしまうと、総合交通戦略になったら何が議論されるのだろう、と疑問に感じる方もいるかと思いますが、次期の委員の方々をお願いすることとなりますが、現在の委員の方が次の担当メンバーにやることを伝えないといけないと思います。総合交通戦略とは何かと訊かれた時、わからない、となると困ってしまう。もう少し説明してほしいです。

事務局： 先ほど少し説明しましたが、公共交通というと、一般的にバス・タクシー・鉄道のことと言われております。それらが、それぞれ、駅であればタクシー・バスが接続して結節点になり、そこで乗り換える方の利便性も含めた計画を策定します。今まではバス路線やバス交通網だけ検討してきましたが、鉄道からバス・タクシーへの乗り換えの利便性を踏まえた、まちづくりも含めて検討する計画を策定することとなります。豊川市には様々な駅がございます。その中には拠点駅等もあり、大きな駅にはバスも乗り入れているため、その乗り継ぎ等を踏まえた総合交通戦略として考えています。

座長： 簡単な例で言うと、国府駅や豊川駅前に駅前広場がありますが、駅前広場の取り扱いは、実は道路です。駅前広場に何か作ろうとすると、道路管理者との協議が必要になりますが、そのような議論は本会議の場ではしていません。雨風を防げるバス停がいいとか、要望は色々あると想定しますが、道路側の話を整理しないと整備できません。

この会議体では駅前広場の話があまりできない一方、総合交通戦略の協議会を立ち上げれば、駅前広場はどう整備するか、使いやすさをどう向上させるか、何が必要かなどを議論することができます。また、それに対して国の補助金も活用できます。いわゆる施設の整備です。

公共交通計画はどちらかというとバス路線やバス停の話が中心になり、施設の整備検討については少し弱いと考えられます。一方、総合交通戦略は、地域の施設整備が一緒になった議論ができ、それに対する補助金など、様々なお金の使い勝手も議論できます。そのため、今回はもう少し広い意味で進めた方がいいのではないかと事務局が提案したと思います。

地域公共交通会議が廃止ということになってしまいますが、それより広い視点でまちづくりも踏まえた会議体を立ち上げて議論し、当然本会議で取り扱ってきたバスの補助金等も含めて計画を作成するということです。具体的に言えば、交通については、もっと広い意味で取り上げて施設等も整備していくという方向性で検討したいのが、事務局の意図だと思います。そのため、施設整備に関連する方や駅関連の方、道路管理者など、様々な関係者に参加していただく予定になると思います。

少し、具体的におわかりになったでしょうか。総合交通戦略の中に地域公共交通計画が含まれているイメージでいただければいいと思います。そして、道路整備の話ができるようになってきます。

他にご意見がなければ、協議事項についてはご了承いただいたということで進めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、事務局の方で来年度に向かって、次期組織の仕組みをきちんと作っていただ

き、運用策も考慮していただくよう、よろしくお願いいたします。

(3) その他

○東海旅客鉄道株式会社（JR）より説明

J R： 前回の会議でも少しご紹介しましたが、新幹線 60 周年を来年度迎えます。先月、当社からプレス発表させていただきました。様々なイベントを行ってまいります、とくに沿線自治体、地域住民の皆様に関連性が高いものを一部ご紹介させていただきます。東海道新幹線が昭和 39 年、1969 年に開業して 60 年というところで、約 68 億人の方にご利用いただきました。感謝の気持ちを込め、イベントや、新幹線の魅力を発信する企画を予定しています。

そのうち、一つ目ですが、沿線自治体の章が入った新幹線を運行させていただきます。東海道新幹線は東京から新大阪まで、県・各市町村含め全部で 84 の自治体があります。84 すべての自治体のマークを張り付けるというかたちです。豊川市で言うと、豊川市の章が貼られた車両が一編成専用になります。2024 年 10 月以降、約数か月間運行します。1 号車、8 号車、16 号車、この左右に貼りますので、全部で 6 か所です。機会があればぜひ見ていただけますとありがたいですが、これがいつ走るとかと言いますと、まだはつきりわからない状況です。日にち、時間、ひかり・のぞみ・こだまのいずれなのか等未定であり、担当部署によると、何時何分に走るとかというのを事前にお伝えするのはなかなか難しいとのことですが、なんとか皆様にお伝えできればと思っております。

もう一つです。新幹線をつなぐポータルサイトを 5 月以降にオープンします。観光地、特産品、イベント等、まちのさまざまな魅力を紹介するものです。新幹線の車内放送でも、各自治体を紹介させていただきます。

引き続き、新幹線をよろしくお願いいたします。以上です。

座 長： こちらについて、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。もう少し詳しい情報は、いつ頃わかりますか。

J R： 市章の掲載車両の運行時期は 10 月以降になると想定しているため、具体的な日程についてはまたそのタイミングで、追ってプレス発表します。

座 長： 皆様に乗っていただけるとよいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。楽しみにしていきたいと思えます。

○名古屋鉄道株式会社より資料に基づき説明

名 鉄： お手元の資料をご覧ください。3 月 1 日にリリース発表させていただきました、2 年前にサービスを開始したエリア版 M a a S のアプリ「C e n t X (セントエックス)」についてです。このたび累計で 100 万ダウンロードを突破いたしました。

一番の問題であります公共交通分担率が、東京都市圏では 36%、京阪神都市圏では 24% ですが、中部都市圏では自家用車の保有率の高さ等により、12%と大変低くなっておりま。この公共交通分担率を上げ、公共交通を利用するハードルを下げ、名古屋鉄道では C e n t X を提供しております。これは、全国版の時刻検索ではありません。愛知県、岐阜県、三重県、長野県に特化し、この 4 県の鉄道やコミュニティバスを含めたバスなど、定時定路線をすべて網羅しています。また、名鉄の時間を優先的に出すのではなく、ご利用者の目線に立ち、例えば名古屋から岐阜と検索した場合、名鉄の名古屋駅から岐阜駅で

はなく、岐阜駅に早く着くJR線の時刻が最初に表示されるようなシステムになっています。また、日頃から鉄道・バスを使われる方向けに、マイ駅・マイバス停という機能があります。現在鉄道では名古屋鉄道、名古屋市営地下鉄、JR東海、豊橋鉄道、バスでは名鉄バス、名古屋市営バス、三重バス、豊鉄バス、東鉄バス、知多バスが設定でき、利便性を向上させています。

マークを見ていただいてもお分かりかと思いますが、名鉄色を出しておりません。利用される方にとって一番良い経路が出てきていますので、公共交通を利用していただきやすくなるように工夫しています。

経路検索以外にも、名鉄グループはもちろん名鉄グループ以外とも連携したデジタル切符や、名鉄ハイキングのデジタル化、昨年秋から自治体や企業が独自のコースを設定するエリアdeふらっとウォークなど、気軽に楽しんでいただけるようなサービスもあり、お出かけが楽しくなるような仕組みがありますので、ぜひともインストールしていただきお気軽に使っていただきたいと思っております。

また、100万ダウンロード達成を記念しまして4月上旬には記念キャンペーンを実施する予定ですので、詳細についてはホームページでご紹介させていただきます。以上です。

座長： ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

委員： 中部国際空港はこれまでキャッシュレス決済できなかったと思いますが、それができるようになりましたか。実験でしょうか。

委員： はい。

委員： Cent Xのアプリを通じて、QRコードにより決済する形ですか。クレジットカードでのタッチ決済ですか。

委員： 具体的な方法は聞いていませんが、また今後様々な方法が適用できるように進めると思います。

委員： 外国の方が日本に入ってきたとき、最初に使う手段のため、これは非常に大切なことと思います。

委員： ありがとうございます。

座長： このようなアプリの利用者は、おそらく若者の方が多いと思います。高齢者の方は使いにくく、アプリの使い方を聞いてもわかりにくいと考えられます。

一つお願いがあります。説明資料等に、ぜひアプリのQRコードも付けていただきたいです。それを読み取ってスマホに入れることができるため、より入りやすいと思います。また、皆様が配布資料を持ち帰っていただき、別にPRするわけではありませんが、周りの方にもアプリの存在を共有していただければと思います。アプリは様々な使い方があり、便利に使えるので、皆様自身も使ってみてください。それにより、使いやすさがわかるはずです。コミュニティバスの情報まで提供しているところは中々ありません。使ってみると本当に使いやすいです。

その他にご質問・ご意見等ありましたらお願いします。どんなものでも結構です。

委員： 地域の住民、特に高齢者にとって、地域公共交通はある意味頼みの綱であります。その中でさらに安心な地域公共交通を構築するために、ライドシェアも検討課題の一つではないかと個人的には思います。市としてはどのようにお考えですか。それに関する認識をお聞かせ願いたいです。

事務局： ライドシェアについては、今年4月から新たに国の制度が実施されると聞いております。

ライドシェア制度は、タクシー事業者の管理のもとで、一般ドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶというものです。曜日や時間帯を限定して解禁されることとなります。現状では、国から、タクシーが不足する時間帯というのが、全国では4地区、報告されております。愛知県では名古屋市、その周辺の自治体である十数市町村のみタクシーが不足する時間帯、不足車両数等が報告されました。地域ごとの不足する部分について事業を実施していく方針ですが、タクシーアプリの導入や、事業の進捗具合によって許可がどのぐらい下りるかなどについて、まだ不透明なところがあります。そのため、今後は引き続き国の動向に注視していきたいと考えております。

ライドシェアの利用料金については、特に格安ということではなく、少し安い程度と認識しています。また、タクシー事業者に負担がかかる事業であると考えています。以上を踏まえ、タクシー事業者から話を聞かせていただきながら、市として考えていきたいと思っております。

委員： 方向についてはいろいろ考えられるため、国の方針だけを見ずに、豊川市にとって何ができるのか、何がいいのかをみんなでよく考えていただき、それによって今まで救われなかった地域も救われるのではないかと思います。豊川市にはまだそのような地域が多くあります。それを忘れずに、地域を救える方法の一つとして、ライドシェアを検討していただきたいと思っております。今後もよろしくお願ひいたします。

座長： 4月からとりあえず4地域にて制度が実施されますが、タクシーの不足データ等については今後も国の方から逐一情報が出てくると思っております。ライドシェアの仕組みについては、外国では進んでいるものの、方向性や制度が違うため、勉強のネタとしてはいいと思っております。事務局でも少し勉強されるといかがかなと思っております。簡単に導入できる問題ではないため、チェックすることが非常に大切と思っております。ぜひ勉強してください。

座長： 他にご意見がなければ、事務局から次の予定などをお願いしたいと思います。

事務局： ありがとうございます。冒頭、市長からの挨拶にもありましたが、これまで本会議の座長を務めていただいた伊豆原委員は、今回の会議をもちましてご勇退されるということになりました。伊豆原委員には、当会議の設置当初からご指導・ご助言をいただき、本市の公共交通の発展にご尽力いただきました。事務局を代表し御礼を申し上げます。長きにわたり、誠にありがとうございました。事務局からは以上です。

座長： それでは、以上をもちまして第61回豊川市地域公共交通会議を終了させていただきます。大変貴重なご意見、ありがとうございました。

以上